の活用で、雇用の維持を!中小企業緊急雇用安定助成金

休業手当の8割が補助されます

その2

働基準法の2つの条文を理解する必要があります。 労賃金と休業手当及び助成金の関係について説明します。労回では、助成金の内容、支給要件、対象労働者等について回では、助成金の内容、支給要件、対象労働者等について回では、助成金の内容、支給要件、対象者が2ヶ月で約100月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月だけで1万2640カ所、対象となる従業員が87万96月で対象があります。

●平均賃金と休業手当の関係

※労働基準法第26条(休業手当)

の100分の60以上の手当を支払わなければならない。は、使用者は、休業期間中の当該労働者に、その**平均賃金**使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合において

※労働基準法第12条(平均賃金)

の総日数で除した金額をいう。 3箇月に労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前

の賃金締切目から起算する。②前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前

(20日 ど)を示しましたのでこれを基に概説します。 右記の条文の理解が必要になります。下記の表で事例

| | | | Aさん | Bさん |
|-----------|-------------|-----|------------|----------|
| | 基本給 | | 357,000円 | 210,000円 |
| | 賃金の計算期間 | 暦日数 | 総 | 支給額 |
| 11月分 | 10/21~11/20 | 31日 | 405,000円 | 276,000円 |
| 12月分 | 11/21~12/20 | 30日 | 435,000円 | 288,000円 |
| 1月分 | 12/21~ 1/20 | 31日 | 420, 400円 | 264,000円 |
| 合 計 | | 92日 | 1,260,400円 | 828,000円 |
| 平均賃金 | | | 13,700円 | 9,000円 |
| 労基法上の休業手当 | | | 8, 220円 | 5, 400円 |
| 不就労控除額 | | | 16,527円 | 9,722円 |
| | | | | |

*賃金の総額 → 92日 → 1,260,400円

*労基法上の休業手当 → 8,220円 *平均賃金 → 13,700円

*賃金の総額 → 828,000円 Bさんの例では、

*総日数 → 92日 *総日数 → 92日

休業該当者ごとに作成することをお薦めします。 *労基法上の休業手当 → 5,400円 *平均賃金 → 9,000円

●休業手当と助成金の関係

金の受給額が少なく思うケースもあるかもしれません。す。ですから、賃金水準のばらついているケースでは、助成しますが、適用事業所全体の平均賃金相当額を利用しま当は、別の算定式を使用します。詳細は紙面の都合で割愛当は、別の算定しますが、助成金受給の為に使用する休業手ように算定しますが、助成金受給の為に使用する休業手ように算定しますが、助成金受給の為に使用する休業手

)休業手当と民法536条2項の関係

れています。当する反対給付を請求できるということが民法に規定さ当する反対給付を請求できるということが民法に規定さ合には、労働者は賃金を受けられませんが、賃金全額に相使用者の責任によって、労務の提供が不可能となった場

すことが何よりも大事になります。 は別したうえで、会社は十分に説明責任を果たら条の休業手当が支給されるからといって、自動的に民法との左記のように帰責事由の範囲が違い、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」と労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」と労働基準法第536条2項の「債権者の責に帰すべき事由」とかし、民法第536条2項の「債権者の責に帰すべき事

| | 第26条 | 条2項 民法536 結 |
|---------|---|---|
| 帰責事由の範囲 | ます。 き事由に該当するとされていを含めて使用者の責に帰すべを含めて使用者の責に帰すべを含めて使用者のでいいであって、 | 由と解されています。 義則上これと同一視すべき事使用者の故意・過失、または信 |

URL http://www.6064.jp 社会保険労務士 赤井孝文 赤井労務マネジメント事務所